

安芸市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を実施したの
で、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和3年12月9日

安芸市監査委員 福島 文明

安芸市監査委員 藤田 伸也

**令和3年度
財政援助団体等監査
結果報告書**



安芸市監査委員

3 安 監 第 72 号
令和3年11月26日

安芸市長 横山 幾夫 様
安芸市議会議長 尾原 進一 様
安芸市教育長 藤田 剛志 様

安芸市監査委員 福島 文明
安芸市監査委員 藤田 伸也

財政援助団体等監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施し、同条第9項により監査の結果を報告します。

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象	1
第 3	監査の実施内容及び着眼点	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の結果	2
	安芸市体育会（補助金）	2
	安芸市メス猫不妊手術補助申請者（補助金）	4
	東川手づくり館山里加工組合（指定管理）	5
	安芸市総合営農指導拠点施設東川地区運営委員会（指定管理）	6

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

第2 監査の対象

1 補助金交付団体（令和2年度補助金）

No.	補助金交付団体等	補助金の名称
1	安芸市体育会	安芸市体育会補助金
2	安芸市メス猫不妊手術補助申請者36件	安芸市メス猫不妊手術補助金

2 公の施設の指定管理者（令和2年度指定管理）

No.	団体名	施設名
1	東川手づくり館山里加工組合	安芸市東川農林産物加工施設 「手づくり館山里」
2	安芸市総合営農指導拠点施設 東川地区運営委員会	安芸市総合営農指導拠点施設 「こまどり」

第3 監査の実施内容及び着眼点

- 1 補助金は出納その他の事務の執行が交付目的に沿って行われているか、公の施設の管理が条例及び協定書に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。
- 2 安芸市監査基準（令和2年安芸市監査委員告示第2号）に準拠し、あらかじめ所管課から監査資料の提出を求め、担当職員及び団体関係者からの説明を聴取するとともに現地調査を行うなどの方法により実施した。

第4 監査の期間

令和3年9月30日から令和3年11月12日

第5 監査の結果

1 補助金交付団体等

(1) 安芸市体育会（生涯学習課所管）

ア 補助金の名称

安芸市体育会補助金

イ 補助金の交付額

969,897 円（令和2年度実績）

（内訳）

体育会（事業） 186,187 円

体育祭（事業） 783,710 円

ウ 補助金の根拠

安芸市体育会補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）

エ 補助金の交付目的

スポーツを通じての地域活性化や市民の健康増進を図る。

オ 事業概要

体育会が主催する各競技の大会開催などの活動に要する経費について補助する。

（令和2年度実績）

○体育会（事業）

・安芸市ビーチボール協会杯	30,000 円
・安芸市体育会会長杯ソフトテニス大会	30,500 円
・高知県小学生野球安芸大会	25,000 円
・スポーツ教室開催（卓球）	19,000 円
・事務局費	81,687 円

○体育祭（事業）

・体育祭開催

バドミントン	30,000 円
ソフトボール	20,950 円
卓球	24,000 円
軟式野球	15,000 円
バレーボール	32,500 円
弓道	30,000 円

ソフトテニス	25,500 円
・コロナ禍により中止 11 競技 (体育祭準備のため賞品購入費)	273,500 円
・事務局費	332,260 円

カ 事業収入及び支出の状況

○体育会（事業）

収入 236,754 円（市補助金の比率：78.6%）

支出 231,187 円

差額 5,567 円（翌年度繰越金）

○体育祭（事業）

収入 814,270 円（市補助金の比率：96.2%）

支出 813,724 円

差額 546 円（翌年度繰越金）

キ 監査結果

- 安芸市体育会補助金交付要綱に必要事項（補助対象経費・交付決定の通知他）が定められていなかった。
- 生涯学習課スポーツ振興係が通帳と通帳印を手提げ金庫で一括管理していた。これは、安芸市任意団体経理事務取扱要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）第 7 条第 2 項の通帳印の保管管理が守られていなかった。

(2) 安芸市メス猫不妊手術補助申請者 36 件（環境課所管）

ア 補助金の名称

安芸市メス猫不妊手術補助金

イ 補助金の交付額

207,000 円（令和 2 年度実績）

ウ 補助金の根拠

安芸市メス猫不妊手術補助金交付要綱（平成 30 年 5 月 1 日施行）

エ 補助金の交付目的

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の動物愛護の趣旨に基づき、不妊手術費用の一部を補助することにより、不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすこと並びに動物の愛護及び管理についての理解を深め、公衆衛生の向上並びに社会生活の安定に寄与する。

オ 事業概要

メス猫の不妊手術に要する費用の一部を助成する。

飼い猫 1 匹につき 3,000 円

飼い主のいない猫 1 匹につき 5,000 円

（令和 2 年度実績）

207,000 円

（内訳） 飼い猫 14 匹 42,000 円

飼い主のいない猫 33 匹 165,000 円

カ 監査結果

- 安芸市メス猫不妊手術補助金交付申請書に申請年度が記載されていないものが 24 件及び安芸市メス猫不妊手術補助金実績報告書に補助対象猫の必要事項が記載されていないものが 1 件あった。
- 補助金交付要綱第 8 条に基づき廃止を 1 件行っている。これは、補助金交付申請書の提出時には、既に手術が実施されており、補助金交付対象外のものであった。今後は、申請書受付時には、適正な審査を行ってください。
- 補助金交付要綱第 12 条に基づき補助金の交付決定の取消を 8 件行っている。これは、年度末までに実績報告書の提出がなかったため、取消を行ったものであったが、この補助金の変更負担行為書の会計課の決裁がなかった。

2 公の施設の指定管理者

(1) 東川手づくり館山里加工組合（農林課所管）

ア 根拠条例等

安芸市東川農林産物加工施設条例

安芸市東川農林産物加工施設条例施行規則

イ 管理に関する協定等

安芸市東川農林産物加工施設「手づくり館山里」の指定管理協定書

ウ 指定管理料

なし（協定書第4条）

エ 指定管理期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日

オ 管理の概要（令和2年度実績）

安芸市東川農林産物加工施設 「手づくり館山里」 （安芸市入河内 484番地1）	施設の概要	1999年3月建築 木造日本瓦葺平屋建 154.85 m ²
	施設の設置目的	東川地域の農林産物を加工、販売するとともに、より付加価値の高い地域特産品の研究開発を行うことにより、地域の活性化を図るための拠点施設。
	利用状況	利用回数 54回
	収支状況	（収入） 399,777円 （支出） 275,539円 翌年度へ繰越 124,238円

カ 監査結果

●特に指摘事項は認められなかった。今後も引き続き適正な維持管理を行ってください。

(2) 安芸市総合営農指導拠点施設東川地区運営委員会（農林課所管）

ア 根拠条例等

安芸市総合営農指導拠点施設条例

安芸市総合営農指導拠点施設条例施行規則

イ 管理に関する協定等

安芸市総合営農指導拠点施設「こまどり」の指定管理協定書

ウ 指定管理料

指定管理料は、「年度協定」で別に定める。（協定書第4条明記）

令和2年度指定管理料：5,180,400円

エ 指定管理期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日

オ 管理の概要（令和2年度実績）

安芸市総合営農指導拠点「こまどり」 （安芸市黒瀬 550番地）	施設の概要	1996年3月建築 木造瓦葺平屋建 193.77㎡
	施設の設置目的	担い手への研修、相談及び指導を行い、人材育成及び地域の活性化を図り、健康でゆたかな地域づくりをめざし、地域農業者への営農指導等の拠点施設。
	利用状況	入館者数 4,413人 （内訳） 入浴利用人数 3,345人 食事利用人数 1,068人
	収支状況	（収入）9,862,413円 （支出）9,886,964円 （差額）△24,551円

カ 監査結果

●条例第7条第2項に規定している利用料については、市長の承認を得た金額であった。

●今後も引き続き適正な維持管理を行ってください。